

# 老岐市特定地区公園の使用料改定のお知らせ

消費税増税にともない令和元年10月1日からつぎのとおり改定します。

## 別表第1（第5条関係）

### 有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称
勝本総合運動公園	クラブハウス
	ゴルフ場
青嶋公園	多目的広場
	庭球場
	ゲートボール場

## 別表第2（第9条関係）

### 有料公園施設使用料

公園名	有料公園施設名	区分	単位	金額
勝本総合運動公園	クラブハウス	施設一式	1月につき	60,000円以内
	ゴルフ場	プレー料	18ホール	15,000円以内
青嶋公園	多目的広場	(一般)	1時間につき	310円
		(高校生以下)	〃	150円
	庭球場	(一般)	1面1時間につき	150円
		(高校生以下)	〃	70円
	ゲートボール場	(一般)	1面1時間につき	150円
		(高校生以下)	〃	70円

### 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合（青嶋公園関係）

種類	単位	金額
行商、募金活動その他これらに類するもの	1人1回につき	1,040円
業として行う写真撮影	1回につき	1,040円
業として行う映画撮影	1回につき	5,440円

興行	1平方メートル1回につき	20円
競技会、展示会、集会、写真撮影会その他これらに類するもの	1回につき	2,200円

公園を占用する場合

種別	単位	金額
電柱	1本につき1年	壱岐市道路占用料徴収条例 (平成16年壱岐市条例第 204号)に準ずる。
電話柱(電柱であるものを除く。)	1本につき1年	
水道管、下水道管その他これらに類するもの	1メートル1年につき	
上記以外の目的によるもの	市長がその都度定める額	